

酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領

〔昭和58年11月30日 農林水産省畜産局長通知〕
58畜A第3777号
改正 昭和63年3月5日63畜A733号
平成8年3月13日8畜A281号
平成12年6月6日12畜A第1459号
平成17年5月25日17生畜第542号

第1 都道府県計画

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下「法」という。）第2条の3に規定する都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画（以下「都道府県計画」という。）は、農林水産大臣が定める酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）の内容と調和するとともに、都道府県の区域における酪農及び肉用牛生産の現状及び将来の方向を十分勘案の上、目標年度において到達が可能となるようなものとして作成するものとし、その作成及び協議については、次に定めるところによるものとする。

1 都道府県計画の作成に当たっての留意事項

(1) 関連計画等との調整

都道府県計画については、家畜改良増殖計画、農業振興地域整備基本方針、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等酪農及び肉用牛生産に関連する他の計画との関係に十分配慮し、これらの計画相互間の調整を図るものとする。

なお、都道府県計画の立案部局は、その作成に当たって、あらかじめ関係部局の意見を聴くものとする。

(2) 関係者の意見

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令（昭和29年政令第233号以下「令」という。）第1条の2第2項の規定に基づいて聴いた学識経験者の意見は、都道府県計画の内容に十分に反映させるものとする。

(3) 資料の整備

都道府県計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、次の事項について市町村別に資料を整備するものとし、特に、近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標の作成に必要な事項については、十分な調査を行うものとする。

ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数）

イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳の生産及び出荷販売状況、雌子牛、肥育素牛及び肥育牛の生産及び出荷販売状況）

ウ 飼料生産状況（飼料供給地面積、乳牛換算1頭当たり飼料供給地面積等）

エ 他産業における所得と労働時間（年間所得、生涯賃金、年間労働時間）

(4) 計画期間

都道府県計画は、平成27年度までの期間につき作成するものとする。

2 都道府県計画の様式

都道府県計画は、別記様式第1号に定めるところにより作成するものとする。

3 都道府県計画の記載上の注意

- (1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針については、当該都道府県の農業振興を図る上での酪農及び肉用牛生産の位置付けと展開方向、国際化の進展に対応し得る産業構造の確立、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成、畜産物に係る安全・安心の確保、畜産における食育の推進、家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進、家畜改良の推進と新技術の開発・普及、流通飼料の安定的な供給についての基本的な考え方を記述するものとする。

(2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については、基本方針の内容と調和を図るものとする。

(3) 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標については、経営者の創意工夫を活かした経営の展開により、主たる従事者が他産業並みの年間労働時間と生涯所得を確保し得る効率的かつ安定的な経営を育成することを旨として、10年程度後を目標とした多様な経営方式ごとに実現可能な経営の指標を設定するものとする。

なお、経営概要のうちふん尿処理方式及び生産性指標のうち土・草に係る事項については、自給飼料基盤に立脚した資源循環型の酪農及び肉用牛生産の振興を旨として、経営方式ごとに地域の実情に即した基本的な指標を提示するものとする。

指標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の指標を設定することが適当でない場合には、各指標ごとに、それぞれの条件に応じて区域区分を行い、その区分ごとに指標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、飼料の自給率の向上に関する事項等についても指標の区域区分に従って記載するものとする。

(4) 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、効率的かつ安定的な経営体により生産の大宗が担われる生産構造の実現を図ることを旨として、乳牛については、新しい飼養管理技術の普及、自給飼料の生産拡大等による土地利用型酪農の推進、牛群検定情報の活用による生産性向上や乳牛の能力向上、サービス事業体の利用、法人化の推進、産直活動等の生産者の取組等に重点をおいた具体的措置について記述するものとする。

肉用牛については、飼養規模の安定的拡大を図りつつ、サービス事業体の利用、自給飼料の利用拡大、生産・経営管理技術の改善、新技術・効率的な生産方式の導入、法人化、一貫経営への移行等による経営体質の強化の推進等に重点をおいた具体的措置について記述するものとする。

(5) 飼料の自給率の向上に関する事項については、農地の集積・団地化の推進、草地の整備、放牧の促進、国産稲わら等地域に賦存する飼料利用の拡大、耕畜連携の強化を通じた水田における稲発酵粗飼料等の飼料作物の作付拡大、飼料の生産性の向上、食品残さ等未利用資源の利用促進等具体的措置について記述するものとする。

(6) 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項のうち集送乳の合理化については、需要に即した生乳の生産により生乳需給の安定を図ることが一層重要となっていることを踏まえ、生乳の効果的な用途別計画生産の着実な実施、(季節間の需給変動、生乳流通の広域化等に的確に対応した効率的な生乳流通システムの構築等による)需給見通しの精緻化に基づいた需給調整機能の強化、指定生乳生産者団体が主体となって行う生乳流通の安定とコスト低減を図るための取組等を推進する観点から、都道府県における具体的な措置について記述するものとする。

また、乳業の合理化については、生乳流通の広域化の進展等を踏まえ、乳業工場の計画的な整理・統合等具体的措置について記述するものとする。

さらに、牛乳・乳製品の安全性の確保については、HACCP手法の導入等具体的措置について、牛乳・乳製品の需要の拡大については、消費者の健康志向に対応して、牛乳・乳製品の効用、機能面等に着目した需要拡大のための具体的措置について記述するものとする。

肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項については、家畜市場の再編整備と機能の高度化、肉用牛の地域内一貫生産の推進、広域的な産地食肉処理施設の再編整備・大規模化、食肉処理の自動化・省力化システムの開発・導入、食肉処理施設における安全性向上のための処理・加工技術の高度化、産地食肉センターにおける部分肉流通の促進、食肉卸売市場の整備、HACCP手法を取り入れた食肉処理の推進、国産牛肉の需要拡大、業務

- ・加工分野における需要拡大等のための具体的な措置について記述するものとする。
- (7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、具体的措置について記述するものとする。

4 協議の手続等

法第2条の3第3項の規定に基づいて、農林水産大臣に協議しようとするときは、別記様式第2号の協議書に当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）及び別記様式第3号の説明書を添えて地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して（北海道にあっては直接）農林水産大臣に提出するものとする。

なお、原則として、地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）への提出は、平成17年11月30日までにを行うものとし、農林水産大臣は、提出を受けた計画に係る協議について、平成17年12月28日までに回答を行うものとする。

第2 市町村計画

法第2条の4に規定する市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画（以下「市町村計画」という。）は、都道府県計画の内容と調和するとともに、市町村の区域における酪農及び肉用牛生産の現状及び将来の方向を十分勘案の上、目標年度において到達が可能となるようなものとし、その作成及び協議については、次に定めるところによるものとする。

1 市町村計画の作成に当たっての留意事項

(1) 関連計画等との調整

市町村計画については、農業振興地域整備計画、農業経営基盤の強化に関する基本的な構想等酪農及び肉用牛生産に関連する他の諸計画との関係に十分に配慮し、これらの計画相互間の調整を図るものとする。

なお、市町村計画の立案部局は、その作成に当たって、あらかじめ、関係部局の意見を聴くものとする。

(2) 関係者の意見等

令第1条の3第2項の規定に基づいて聴いた酪農経営又は肉用牛経営を営む者の意見は、市町村計画の内容に十分反映させるものとする。また、当該計画の内容として、当該市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は土地改良区若しくは土地改良連合が行う事項について定めようとするときは、同項の規定に基づき当該団体と協議することとなっているので留意すること。

(3) 資料の整備

市町村計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、次の事項について市町村における資料を整備するものとし、特に、酪農経営及び肉用牛経営の改善の目標の作成に必要な事項については、十分な調査を行うものとする。

ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数）

イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳の生産及び出荷販売状況、雌子牛肥育素牛及び肥育牛の生産及び出荷販売状況）

ウ 飼料生産状況（飼料供給地面積、乳牛換算1頭当たり飼料供給地面積等）

エ 他産業における所得と労働時間（年間所得、生涯賃金、年間労働時間）

(4) 計画期間

市町村計画は、平成27年度までの期間につき作成するものとする。

2 市町村計画の様式

市町村計画は、別記様式第4号に定めるところにより作成するものとする。

3 市町村計画の基本的考え方

- (1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針には、当該市町村の農業振興を図る上での酪農及び肉用牛生産の位置付けと展開方向、国際化の進展に対応し得る産業構造の確立、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成、畜産物に係る安全・安心の確保、畜産における食育の推進、家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進、家畜改良の推進と新技術の開発・普及、流通飼料の安定的な供給についての基本的な考え方を記述するものとする。
- (2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については都道府県計画の内容と調和を図るものとする。
- (3) 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標については、他産業並の所得と労働時間を達成し得る効率的かつ安定的な経営を実現することを旨とし、市町村内あるいは都道府県計画における同一区域内の市町村において、既に高い生産性を実現している経営の技術・生産性水準等を踏まえ設定するものとする。

なお、飼料生産に係る部分については、農地の集積・団地化の推進、耕畜連携の強化を通じた水田における作付拡大等により自給飼料基盤の充実を図りつつ、低コスト生産等を通じ飼料の自給率の向上を実現する目標を示すものとし、効率的な飼料生産作業単位に焦点を当てた指標として設定するものとする。

また、環境に係る部分については、農業の自然循環機能の維持増進を図る観点から、家畜排せつ物のたい肥化又は液肥化を基本とし、適正かつ効率的な処理・利用に焦点を当てた指標として設定するものとする。

目標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の目標を設定することが適当でない場合には、各目標ごとに、それぞれの条件に応じて地域区分を行い、その区分ごとに目標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の使用頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、飼料の自給率の向上に関する事項等についても目標の地域区分に従って記載するものとする。

- (4) 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置については、効率的かつ安定的な経営体により生産の大宗が担われる生産構造の実現を図ることを旨として、乳牛については、新しい飼養管理技術の普及、自給飼料の生産拡大等による土地利用型酪農の推進、牛群検定情報の活用による生産性向上や乳牛の能力向上、サービス事業体の利用、法人化の推進、産直活動等の生産者の取組等に重点をおいた具体的措置について記述するものとする。

肉用牛については、飼養規模の安定的拡大を図りつつ、サービス事業体の利用、自給飼料の利用拡大、生産・経営管理技術の改善、新技術・効率的な生産方式の導入、法人化や一貫経営への移行等による経営体質の強化の推進等に重点をおいた具体的措置について記述するものとする。

- (5) 飼料の自給率の向上のための措置については、農地の集積・団地化の推進、草地の整備、放牧の促進、国産稲わら等地域に賦存する飼料利用の拡大、耕畜連携の強化を通じた水田における稲発酵粗飼料等の飼料作物の作付拡大、飼料の生産性の向上、食品残さ等未利用資源の利用促進等具体的措置について記述するものとする。
- (6) 生乳の生産者の集送乳の合理化のための措置については、需要に即した生乳の生産により生乳需給の安定を図ることが一層重要となっていることを踏まえ、生乳の効率的な用途別計画生産の実施、需給見通しの精緻化に基づいた需給調整機能の強化、指定生乳生産者団体が主体となって行う流通の安定とコスト低減を図るための取組を推進する観点から、市町村における具体的な措置について記述するものとする。

肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化の措置については、肉用牛の地域内一貫生産の推進及び肉用牛の共同出荷体制の整備の推進のための措置等について具体的に記述するものとする。

- (7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、具体的措置について記述するものとする。
- (8) 酪農に関する事項又は肉用牛生産に関する事項のみをその内容とする市町村計画については、別記様式第4号のうち飼料の自給率の向上のための措置の部分を除き、当該事項について作成するものとする。

4 協議の手続等

法第2条の4第3項において準用する法第2条の3第3項の規定により、都道府県知事に協議しようとするときは、別記様式第5号の協議書に当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）及び別記様式第6号の説明書を添えて都道府県知事に提出するものとする。

なお、協議については、原則として平成18年3月31日までに終了するよう努めるものとする。

第3 その他

- 1 都道府県知事は、市町村計画を作成することができる市町村の基準（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則（昭和29年農林省令第51号）第2条の2）に適合する市町村については、当該市町村計画を作成するよう当該市町村に対し助言するものとする。

この場合、酪農及び肉用牛生産の双方に関する事項をその内容とする市町村計画を作成することができる市町村については、市町村長に対し、当該市町村計画を作成するよう助言するものとする。

- 2 別記様式第1号及び様式第4号における「現在」欄については、原則として、平成15年度における「畜産統計」「畜産物流通統計」「作物統計」「耕地及び作付面積統計」等の各種統計を用いて記入し、「目標」欄については、平成27年度とする。

なお、記入時点については、「現在」及び「目標」欄とも期首（例えば2月1日）の数値とするが、「生乳の生産数量」「肉用牛の生産及び出荷頭数」等期間を伴う数値については、期間内数値（会計年度）を記入するものとする。

（参考）「現在」

家畜の飼養頭数、戸数	平成16年2月1日現在
生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等面積等	平成15年度（4月～3月） 平成15年度調査における各種資料

「目標」

家畜の飼養頭数、戸数	平成28年2月1日現在
生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等	平成27年度（4月～3月）

計 画 期 間

平成〇〇年度～平成〇〇年度

〇〇県（都道府）酪農・肉用牛生産近代化計画書

平成 〇 年 〇 月

〇 〇県（都 道 府）

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 近代化な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
 - 1 酪農経営方式
 - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛
 - 2 肉用牛
- V 飼料の自給率の向上に関する事項
 - 1 飼料需要見込量
 - 2 飼料給与
 - 3 飼料供給計画
 - 4 飼料基盤の確保等
- VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 乳業の合理化等
 - 3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

第1の3の(1)の記載上の注意を参照の上、記述すること。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範囲	現 在 (平成 年度)					目 標 (平成 年度)				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり 年間搾乳量	生 乳 生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり 年間搾乳量	生 乳 生産量
		頭	頭	頭	k g	t	頭	頭	頭	k g	t
合 計											

(注) 1. 区域名は、第1の3の(3)に定めるところにより行った区域区分とし、区域の範囲は市町村をもって表示すること。

また、以下の諸表における区域区分もこれと同じ範囲によること。

2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
3. 「目標」欄には計画期間の平成27年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成15年度の数値を記入すること。以下、諸表において同じ。
4. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範囲	現 在 (平成 年度)								目 標 (平成 年度)							
		肉用牛 総頭数	肉 専 用 種				乳 用 種 等			肉用牛 総頭数	肉 専 用 種				乳 用 種 等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
合 計																	

(注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。

2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。

3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式 単一経営

方式名		経 営 概 要										生 産 性 指 標																備考		
		経 営 形 態	飼 養 形 態					飼 料 生 産				ふん尿 処 理 方 式	牛		土・草							人								
			経産牛 頭 数	飼 養 方 式	外 部 化	給 与 方 式	放牧利用 (うち放牧地)	作 体 系	外 部 化	作 延 面 積	経産牛 1 頭 当 たり 乳 量		更 新 次	10a 当 たり 生 産 量	経営内 飼 料 自 給 率	粗飼料 給 与 率	TDN 1 k g 当 たり 費 用	たい肥 利 用 方 法	1頭当 たり ふん尿 処 理 コ ス ト	生 産 コ ス ト		労 働			経 営					
																				生乳 1 k g 当 たり 費 用 合 計 (現 状 平 均 規 模 と の 比 較)	1頭当 たり 飼 養 労 働 時 間	主たる 従 事 者	総 労 働 時 間	粗 収 入	経 営 費	主 たる 従 事 者 1 人 当 たり 所 得				
	現在		頭以上			(ha)			ha		k g 以上	産 次 以上	k g 以上	%以上	%以上	円以下		円以下	円以下 (%)	h r 以下	h r	h r 以下	万円 以上	万円 以 内	万円 以上					
	目標																													

(注)「備考」欄には「方式名」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

方式名		経 営 概 要									生 産 性 指 標																備考	
		経営 形態	飼 養 形 態				飼 料 生 産				牛				土・草						人							
			飼養 頭数	飼養 方式	給与 方式	放牧利用 (うち放 牧地)	作 体系	外部化	作 付延 面積	ふん尿 処理 方式	分 娩 間 隔	初 産 月 齢	出 荷 月 齢	出 荷 時 体 重	10a 当たり 生産量	経営内 飼料 自給率	粗飼料 給与率	TDN 1kg 当たり 費用	たい肥 利用 方法	1頭当 たり ふん尿 処理 コス ト	生産コスト	労 働			経 営			
																					子牛1頭 当たり 費用合 計(現状 平均規 模との 比較)	1頭当 たり 飼養 労働 時間	主たる 従事者	総動 労 時 間	粗収入	経営費		主たる 従 事 者 1人当 たり 所得
	現在		頭以上		(ha)			ha		ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg 以上	kg 以上	%以上	%以上	円以下		円以下	円以下 (%)	h r 以下	h r	h r 以下	万円 以上	万円 以内	万円 以上		
	目標																											

(2) 肉専用種肥育経営

方式名		経営概要								生産性指標																	備考		
		経営形態	飼養形態				飼料生産				ふん尿処理方式	牛						土・草						人					
			飼養頭数	飼養方式	給与方式	放牧利用 (うち放牧地)	作付体系	外部化	作付面積	肥育開始月齢		出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	枝肉規格	10a 当たり生産量	経営内飼料 自給率	粗飼料 給与率	TDN 1kg 当たり費用	たい肥 利用方法	1頭当たり ふん尿 処理コスト	生産コスト 肥育牛1頭 当たり費用 合計(現状 平均規模と の比較)	労働		経営			
																								1頭当たり飼養労働時間	主たる従事者	総労働時間		粗収入	経営費
	現在	頭以上			(ha)			ha		ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg 以上	kg 以上		kg 以上	%以上	%以上	円以下		円以下	円以下 (%)	hr 以下	hr	hr 以下	万円 以上	万円 以内	万円 以上	
	目標																												

- (注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には肉専用繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。
2. 生産コストについては、肥育牛1頭当たりもと畜費を除く費用合計を記入すること。

(3) 乳用種・交雑種育成経営

方式名		経営概要									生産性指標																	備考
		経営形態	飼養形態				飼料生産				牛			土・草							人							
			飼養頭数	飼養方式	給与方式	放牧利用 (うち放牧地)	作付体系	外部化	作付面積	ふん尿処理方式	育成期間	出荷時体重	1日当たり増体量	10a 当たり生産量	経営内飼料 自給率	粗飼料 給与率	TDN 1kg 当たり費用	たい肥 利用方法	1頭当たり ふん尿 処理コスト	生産コスト	労働			経営				
																				出荷育成牛 1頭当たり 費用合計 (現状平均 規模との比較)	1頭当たり 飼養労働時間	主たる 従事者	総労働時間	粗収入	経営費	主たる 従事者 1人当たり 所得		
	現在		頭以上		(ha)			ha		ヶ月	kg 以上	kg 以上	kg 以上	%以上	%以上	円以下		円以下	円以下 (%)	h r 以下	h r	h r 以下	万円 以上	万円 以内	万円 以上			
	目標																											

- (注) 1. 生産コストについては、育成牛1頭当たりもと畜費を除く費用合計を記入すること。
2. 肥育経営及び肥育部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種肥育経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。この場合、生産コストについては、肥育牛1頭当たりもと畜費を除く費用合計を記入すること。

Ⅳ 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区 域 名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養頭数 ③/②
					③総数	④うち 成牛頭数	
	現 在 目 標	戸	戸	%	頭	頭	頭
	現 在 目 標		()				
	現 在 目 標		()				
合 計	現 在 目 標		()				

(注)「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

第1の3の(4)の乳牛についての記載上の注意を参照の上、記述すること。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区 域 名		① 総農家数	② 飼養農家 戸 数	②/①	肉 用 牛 飼 養 頭 数							
						総 数	肉 専 用 種				乳 用 種 等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉 専 用 種 繁 殖 経 営		現 在 目 標	戸	戸	%	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
		現 在 目 標											
		合 計											
		現 在 目 標											
乳用種・交雑種 育 成 経 営		現 在 目 標											
		現 在 目 標											
		合 計											
		現 在 目 標											
肉 専 用 種 肥 育 経 営		現 在 目 標		()			()	()					
		現 在 目 標		()			()	()					
		合 計											
		現 在 目 標											
乳用種・交雑種 肥 育 経 営		現 在 目 標		()			()	()					
		現 在 目 標		()			()	()					
		合 計											
		現 在 目 標											

(注) () 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

第1の3の(4)の肉用牛についての記載上の注意を参照の上、肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営、肉専用種肥育経営、乳用種・交雑種肥育経営及び一貫経営ごとに記述すること。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料需要見込量(目標年度)

区 分		頭 数 ①	1頭当たり 年間必要T DN量 ②	年間必要 TDN量 ③= ①×②	粗飼料給与率		粗飼料自給率		自給飼料から供給されるTDN量				飼料自給率 ⑫= ⑪/③	現在の 飼料自 給率 ⑬	備 考	
					うち 良質 ④	うち 低質 ⑤	うち 良質 ⑥	うち 低質 ⑦	粗飼料		濃厚飼料 ⑩	計 ⑪=⑧ +⑨+ ⑩				
									うち良質 ⑧=③ ×④×⑥	うち低質 ⑨=③ ×⑤×⑦						
乳 牛	成 牛	頭	kg	kg	%	%	%	%	kg	kg	kg	kg	%	%		
	育 成 牛															
	計															
肉 用 牛	繁殖雌牛															
	育 成 牛															
	計															
	肥 育 牛	肉専用種														
		乳 用 種														
	交 雑 種															
	計															
合 計																

(注) 1. 区域ごとに記載する必要がある場合にあつては、区域ごとに記載すること。

2. ①の頭数は、年間平均常時飼養頭数を記載すること。

3. 育成牛は、繁殖用に供する目的で飼養しているもので繁殖雌牛以外のものをいう。

2 飼料給与

(1) 飼料給与

		現 在	目 標
自 給 飼 料		TDNkg	TDNkg
	牧 草 類		
	稲発酵粗飼料 (WCS)		
	野 草		
	稲 わ ら		
	そ の 他		
購 入 飼 料	合 計		
	濃厚飼料		
	食品残さ等		
	粗 飼 料		
	輸 入 品		
	合 計		

(注) 1. 都道府県全体の数値を記入すること。

2. 食料・農業・農村基本計画における平成27年度の粗飼料自給率は100%を目標としているため、これとの整合性を図る観点からすれば、上表の中の購入飼料のうち粗飼料輸入品の目標は、ゼロとすることが望ましい。

(2) 具体的措置

食品残さ等未利用資源（動物性タンパク質を除く。）の飼料としての利用促進のための具体的事項を記述すること。

3 飼料供給計画
(1) 飼料供給計画

区 域 名	区 分	現 在 (平成 年)													目 標 (平成 年)													備考		
		飼料作物の作付面積					放牧面積					稲わら	飼料供給地面積 ③=① +②× 0.1	乳牛換算1頭 当たり ④	飼料作物の作付面積					放牧面積					稲わら	飼料供給地面積 ③=① +②× 0.1	乳牛換算1頭 当たり ④			
		田	畑		計 ①	林地	野草地	小計 ②	田	畑	その他				計	田	畑		計 ①	林地	野草地	小計 ②	田	畑					その他	計
			稲発酵粗飼料 (WCS)	普通畑 牧草地													稲発酵粗飼料 (WCS)	普通畑 牧草地												
	飼料作物作付面積(ha)													(a)															(a)	
	野草地等面積(ha)																													
	生産量 (t)																													
	生産量のTDN換算量 (t)																													
	10a当たり生産量 (t)																													
	10a当たりTDN量 (t)																													
合 計	飼料作物作付面積(ha)																													
	野草地等面積(ha)																													
	生産量 (t)																													
	生産量のTDN換算量 (t)																													
	10a当たり生産量 (t)																													
	10a当たりTDN量 (t)																													

- (注) 1: TDN換算量の諸元を備考欄に記入すること。
2: 稲わらの面積の欄は利用面積、生産量の欄は飼料としての利用量を記入すること。
3: ④=③÷乳牛換算頭数(乳牛飼養頭数+繁殖雌牛飼養頭数×0.7+繁殖雌牛以外の肉用牛飼養頭数×0.1)

(2) 具体的措置

- ア 放牧の推進を図るための具体的な方法について記述すること。
- イ 国産稲わらの飼料利用の拡大を図るための具体的な方法について記述すること。
- ウ 水田における稲発酵粗飼料等の飼料作物の作付拡大を図るための具体的な方法について記述すること。

4 飼料基盤の確保等

(1) 飼料基盤の造成・整備計画

(単位：ha)

区 域 名	現在の草地面積	区域内草地開発可能地面積	目標年度までの事業実施予定面積					
			造 成			整 備		
			補助事業等	その他	計	補助事業等	その他	計

(2) 具体的措置

酪農及び肉用牛経営の農地の集積・団地化の推進を図るための具体的方法について記述すること。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

集送乳の現状における問題点を改善するとともに、指定生乳生産者団体が主体となっていく生乳流通の安定とコスト低減を図るための取組を推進する措置として、都道府県の実情を踏まえ、当該指定生乳生産者団体による取組との整合性及び他の都府県との連携も考慮しながら、集送乳路線の合理化、貯乳施設の再編整備、生乳検査施設の整備等の具体的措置について、可能な限り定量的に記述すること。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化及び具体的措置

乳業工場の工場数、規模、立地の適正化、効率的施設への転換等について記述するとともに、牛乳・乳製品の製造コストの低減目標についても記述すること。

また、併せて、乳業施設の合理化については、具体的措置を記述すること

			工 場 数 (1日当たり生乳処理量2トン以上)		1 日 当 た り 生 乳 処 理 量 ①	1 日 当 た り 生 乳 処 理 能 力 ②	稼 働 率 ①/②×100	備 考
区 域 名	現平成 年度	飲用牛乳を主に製造する工場	〇 〇 工 場	合 計	kg	kg	%	
				1工場平均				
		乳製品を主に製造する工場	〇 〇 工 場	合 計				
				1工場平均				
	目平成 年度 標度	飲用牛乳を主に製造する工場	〇〇工場～〇〇工場 または 平成〇年度の〇割 ～〇割 または 平成〇年度の 〇割程度	合 計				
				1工場平均				
		乳製品を主に製造する工場		合 計				
				1工場平均				

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄には生乳処理量を365日で除した数値を記入すること。

2. 「1日当たり生乳処理能力」欄には、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては6時間、乳製品を主に製造する工場にあっては北海道は12時間、北海道以外は6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計を記入すること。

(2) 牛乳・乳製品の安全性の確保

牛乳・乳製品の製造過程におけるHACCP手法の導入目標等、安全性向上のための具体的措置を記述すること。

(3) 需要の拡大

消費者に対する牛乳・乳製品の効用等の普及・啓発等、需要拡大の措置について記述すること。

(4) その他

その他乳業の合理化等に資する措置があれば記述すること。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 家畜市場の再編整備と機能の高度化

ア 家畜市場の現状

名 称	開 設 者	登録年月日	年間開催回数(延べ〇〇日)						年間取引頭数(平成〇〇年度)					
			肉 専 用 種		乳 用 種 等			(参考)	肉 専 用 種		乳 用 種 等			(参考)
			子 牛	成 牛	初生牛	子 牛	成 牛	子 豚	子 牛	成 牛	初生牛	子 牛	成 牛	子 豚
			回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	頭	頭	頭	頭	頭	頭
					()	()	()				()	()	()	
計	ヶ所													

- (注) 1. 肉用牛を取り扱う市場について記入すること。
 2. 初生牛とは生後1～2週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のものとする。
 3. 乳用種等については、交雑種は内数とし()書きで記入すること。

イ 家畜市場の再編整備目標

- (ア) 目標年度における再編整備目標(機能の高度化等を含む。)について、具体的に記述すること。
 (イ) 再編整備計画のある都道府県にあつては、その計画の概要を記述すること。

(2) 地域内一貫生産の推進

区 分		現 在 (平成 年度)						目 標 (平成 年度)					
		生産子牛の仕向					肥 育 牛 出荷頭数	生産子牛の仕向					肥 育 牛 出荷頭数
		① 子牛生産頭数	県内仕向	② うち区域 内仕向	県外仕向	②/①		① 子牛生産頭数	県内仕向	② うち区域 内仕向	県外仕向	②/①	
肉 専 用 種	雄												
	雌												
	計												
	合 計												
乳 用 種	雄												
	雌												
	計												
	合 計												
交 雑 種	雄												
	雌												
	計												
	合 計												

(注) 子牛生産状況の変化、交通事情の改善等を勘案し区域区分を設けなくとも差し支えない。

(3) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名 称	設 置 者 (開設)	設 置 (開設) 年 月 日	年間稼働 日 数	と 畜 能 力		と 畜 実 績		稼働率 ②/① %	部分肉処理能力		部分肉処理実績		稼働率 ④/③ %
				1日当たり ①	うち牛	1日当たり ②	うち牛		1日当たり ③	うち牛	④	うち牛	
計	ヶ所												

- 注) 1. 食品処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第3条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。
2. 頭数は、豚換算(牛1頭=豚4頭)で記載すること。「うち牛」についても同じ。

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

- (ア) 目標年における再編整備目標(部分肉流通・稼働率の向上を含む)及び再編整備計画のある都道府県にあっては、その計画の概要を記述すること。
(イ) 卸売市場整備計画のある都道府県にあっては、その計画の概要を記述すること。

ウ 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区 分 区域名		現 在 (平成 年度)						目 標 (平成 年度)					
		出荷頭数 ①	出 荷 先				②/①	出荷頭数 ①	出 荷 先				②/①
			県 内			県 外			県 内			県 外	
			食 肉 処 理 加 工 施 設 ②	家畜市場	その他				食 肉 処 理 加 工 施 設 ②	家畜市場	その他		
	肉専用種 乳 用 種 交 雑 種	頭	頭	頭	頭	頭	%	頭	頭	頭	頭	頭	%
合 計	肉専用種 乳 用 種 交 雑 種												

(4) 国産牛肉の需要の拡大

国産牛肉の有利性の確保と需要の拡大のための具体的措置を記述すること。

(5) その他

その他肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する必要な措置があれば記述すること。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

別記様式第 2 号

(都道府県計画を協議する場合)

〇〇県（都道府）における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の協議書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇県（都道府）知事 印

〇〇県（都道府）における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

(都道府県計画の変更協議をする場合)

〇〇県（都道府）における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の協議書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇県（都道府）知事 印

〇〇県（都道府）における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 3 第 4 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

別紙様式第3号

〇〇〇県（都道府）酪農及び肉用牛生産の近代化計画協議説明書

1 農業の概況

(1) 農家戸数及び畜産農家戸数

（１）農業戸数及び畜産農業戸数														
区 分	専 兼 別 農 家 戸 数				畜 種 別 農 家 戸 数									
	専 業	兼 業		計	区 分	乳 牛	肉 用 牛				豚	鶏		
		I 兼	Ⅱ兼				繁殖雌牛	その他	乳用種等	計		採 卵	ブロイラー	
戸 数							戸 数							
					頭(羽)数									

(注) 1. 鶏の飼養戸数とは、100羽以上の飼養戸数とし、羽数はこれらの農家が飼養する羽数とすること。

2. 肉用牛の繁殖雌牛とは、繁殖の用に供している全ての雌牛をいう。

3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。

(2) 農業生産状況

区 分	合計	耕 種										養蚕	畜 産					
		米	麦類	雑穀 豆類	いも類	野菜	果実	工 芸 農産物	飼料 作物	その他	計		乳用 牛	肉用 牛	豚	鶏	その他	計
作付面積 (ha)																		
生 産 額 (千円)																		
生 産 額 構 成 比 (%)	100																	
																		100

(注) 1. 本表の作成は農林水産省統計情報部「作物統計」及び「生産農業所得統計」によること。

2. 鶏は鶏卵と肉鶏（産鶏を含む）との合計とする。また養蚕の作付面積欄には桑の作物面積を記入すること。

2 酪農及び肉用牛生産の状況

都道府県における乳牛及び肉用牛の飼養の状況、生乳及び肉用牛の生産及び流通の状況、飼料生産の状況等について記述すること。

3 その他参考となる事項

(1) 区域区分

区 分	0 0 区 域	0 0 区 域	0 0 区 域
区 域 の 範 囲			
自 然 的 条 件			
経 済 的 条 件			
そ の 他 の 条 件			

(注) 1. 区域の区分は、その区分の根拠となった諸条件の特徴を簡潔に記入すること。

2. 「区域の範囲」欄には、区域内の市町村名を連記すること。

(2) 酪農及び肉用牛生産に関する他の諸計画の概要

(3) 他産業における所得と労働時間

(4) その他